

○福島地方水道用水供給企業団規約

〔昭和 60 年 10 月 5 日
福島県指令地第 961 号〕

改正 平成 4 年 3 月 7 日福島県指令地第 218 号
平成 14 年 8 月 20 日福島県へ届出
平成 18 年 5 月 12 日福島県指令北振第 70 号
平成 19 年 4 月 20 日福島県指令北振第 526 号
平成 10 年 1 月 7 日福島県指令北振第 158 号
平成 17 年 10 月 19 日福島県指令北振第 236 号
平成 18 年 10 月 16 日福島県指令北振第 3128 号
平成 20 年 4 月 22 日福島県指令北振第 394 号

第1章 総則

（企業団の名称）

第1条 この企業団は、福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する市町）

第2条 企業団は、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（企業団の共同処理する事務）

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

（企業団の事務所の位置）

第4条 企業団の事務所は、福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1に置く。

第2章 企業団の議会

（企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、11人とする。

2 企業団議員の選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 福島市 5人
- (2) 二本松市 1人
- (3) 伊達市 2人
- (4) 桑折町 1人
- (5) 国見町 1人
- (6) 川俣町 1人

3 企業団議員は、構成団体の議会において、その議員のうちから選挙する。

- 4 企業団議員に欠員を生じたときは、その欠員となった企業団議員を選挙した構成団体の議会において、速やかに補欠の企業団議員を選挙しなければならない。
（企業団議員の任期）

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期とする。

- 2 前条第4項の規定により選挙された企業団議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（企業団議員の異動通知）

第7条 構成団体の長は、当該構成団体に係る企業団議員が定まったとき又は異動したときは、直ちに企業長及び企業団の議会の議長に通知しなければならない。

（企業団の議会の議長及び副議長）

第8条 企業団の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、企業団の議会において企業団議員のうちからそれぞれ選挙する。

- 3 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期とする。

第3章 企業団の執行機関

（企業長及び副企業長）

第9条 企業団に、企業長及び副企業長各1人を置く。

- 2 企業長及び副企業長は、構成団体の長の互選によるものとする。
3 企業長及び副企業長の任期は、当該構成団体の長の任期とする。
4 企業長に事故があるとき、又は欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

（理事会）

第10条 企業団に理事会を置く。

- 2 理事は、構成団体の長をもって充てる。
3 理事の任期は、当該構成団体の長の任期とする。

（企業職員）

第11条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員は、企業長が任免する。
3 職員の定数は、条例で定める。

（監査委員）

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。

第4章 企業団の経費の支弁の方法

（経費の支弁の方法）

第13条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の諸収入をもって充てる。

- 2 前項の出資金及び負担金の構成団体に係る負担割合は、企業長が企業団の議会の議決を経て定める。

第5章 補則

第14条 この規約に定めるもののほか、企業団の運営について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年3月7日福島県指令地第218号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年1月7日福島県指令北振第158号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成14年8月20日福島県へ届出）

この規約は、協議の成立した日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則（平成17年10月19日福島県指令北振第236号）

この規約は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年5月12日福島県指令北振第70号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第5条第1項及び第2項の改正規定は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成18年10月16日福島県指令北振第3128号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年4月20日福島県指令北振第526号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島地方水道用

第 1 編 総規（福島地方水道用水供給企業団規約）

水供給企業団規約の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 22 日福島県指令北振第 394 号）

この規約は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。